

新型コロナウイルス感染者が急増し、東京都にて警戒レベルが最高に引き上げられたことを受け、安全確保ならびに継続的な支援を提供するべく、感染症対策を引き続き継続いたします。

本対応により、ご不便、ご迷惑をお掛けするかと存じますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

対策期間：現時点では当面の間を対象といたします。
新型コロナウイルス感染症に関する動向次第で検討し、今後の変更につきましては、当社HP等にてお知らせをいたします。

記

【当社グループ企業の運営事業所（放課後等デイサービス・児童発達支援）】

(1) 営業について

厚生労働省からの指導に従い、感染拡大防止のための対応を検討したうえで、支援を必要とされる方へ最大限の支援を提供できるよう努めます。
外部からのウイルス持ち込みを防止するため、当社グループ企業の運営事業所の見学は中止しています。

(2) 職員の対応について

出勤時・日中・退勤前の一日3回の検温及び記録を実施しています。
児童受入れ前・食事前・児童帰宅後の一日4回、設備及び室内の清掃・消毒を実施しています。

(3) ご利用者様への対応について

学校休業日ご利用の際には、ご利用者様自宅にて検温のうえノートに記録をしていただきご提出いただいております。
(放課後利用時は、学校の先生に体調の確認を行い情報交換いたします。)
検温及び記録の実施について
放課後利用時は、登所時の1回のみ実施いたします。
学校休業日利用時は、登所時・日中・退所前の一日3回それぞれ実施いたします。
手洗いうがいを徹底しています。
食事の際は机を離すなど、感染予防に最大限配慮しています。
児童の飛び出しに配慮したうえで、1時間に一度換気しています。
ウイルス感染防止のため休所しているご利用者様には、代替的な支援の提供を行っています。
(地域によって異なる)

(4) 職員・ご利用者様・ご利用者様のご家族に罹患者が出た場合の対応について

1. ご利用者様・職員の感染が明らかとなった場合
 - ・当該者が登所もしくは出勤していた場合、最低2週間の事業所閉鎖、追跡調査、自宅待機等の必要な対策を講じます。
 - ・速やかに保健所ならびに管轄の自治体へ報告し、指導に従って休所・サービスの縮小などの対応をします。
 - ・感染状況について、ご利用者様へ報告を徹底します。(個人情報を除く)
 - ・休所となった場合は、可能な範囲で代替的な支援の提供を継続するべく努力します。
 - ・当該者は寛解後、無症状かつ医療機関が感染の恐れが無いと認めた後に、登所を再開いただけます。
(職員も同様の条件で出勤を再開いたします。)
2. ご利用者様及び職員と同居するご家族の感染が明らかとなった場合
 - ・当該者は、最低2週間の自宅待機としていただきます。
 - ・管轄の自治体へすぐに通報し、指導に従って休所・サービスの縮小などの対応をします。
 - ・当該者は、感染者と隔離されてから最低2週間後、無症状かつ医療機関が感染の恐れが無いと認めた後に、登所を再開いただけます。

(職員も同様の条件で出勤を再開いたします。)

3. ご利用者様・職員が感染疑いの場合

- ・当該者は、無症状かつ医療機関が感染の恐れが無いと認めるまで自宅待機を継続していただき、最低2週間の経過観察後に健康であることが確認された後に、登所を再開いただけます。
(職員も同様の条件で出勤を再開いたします。)
- ・保健所及び市区町村の指導のもと適正な処置を講じたうえで事業所の運営を継続いたします。

以上